

# 平成 24 年 度

## 長崎県育英事業（留学生）奨学生募集要項

財団法人 長 崎 県 育 英 会

〒850-0861 長崎市江戸町2番1号 県庁第3別館

☎ (095) 824-1111 (内線 3357・3359)

(095) 824-7501 (直 通)

(095) 820-1972 (F A X)

ホームページ <http://www.n-ikuei.jp/>

この奨学金制度は、長崎県教育委員会が実施する離島留学制度を活用し、卒業後長崎県教育委員会が教育交流に関する協議書を締結している大学等（以下「締結大学」という。）へ進学した者のうち、優れた生徒でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、将来、社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的としています。

奨学制度の趣旨を理解し、修学について十分な熱意があり、将来奨学金返還の義務等についても責任を持てる方のみ出願してください。

### 1 出願資格

奨学金を貸与する者（以下「奨学生」という。）は、長崎県内に住所を有する者の子などであって、次の各号に該当することが必要です。

- (1) 経済的理由により修学困難で、人物・学業ともに奨学生としてふさわしい者。
- (2) 現に在学する高校又は卒業した高校の長（以下「校長」という。）が、締結大学を卒業できる見込があると認める者。
- (3) 高校等における生活全般を通じて奨学生としてふさわしいと校長が認める者。

### 2 募集期間

韓国留学生 平成24年2月6日（月）～平成24年3月30日（金）

中国留学生 平成24年8月6日（月）～平成24年9月28日（金）

### 3 貸与月額

41,000円

※原則として3か月ごとに奨学生本人名義の普通口座に振り込まれます。

### 4 貸与期間

在学する締結大学の正規の最短修業期間

※貸与の始期は、韓国留学生平成24年4月、中国留学生平成24年9月となります。

### 5 出願手続

現に在学する高校又は卒業した高校の長より出願用紙の交付を受け、願書を作成し、必要書類及び締結大学の「合格通知書」の写しを添えて、期日までに現に在学する高校又は卒業した高校へ提出してください。

(1) 出願時の必要書類

ア 奨学生願書

イ 奨学生推薦調書

ウ 所得に関する証明書

エ 家族の居住に関する証明書

オ その他の証明書等（外国語記載の書類がある場合は日本語訳を付けること）

※奨学生願書，奨学生推薦調書等の様式は，本会ホームページからダウンロードしての利用も可能です。

(2) 出願書類の記入要領及び証明書等について

(1)に係わる出願書類については、「長崎県育英事業奨学生募集要項」の奨学生願書等の作成について（願書の記入・家族の居住に関する証明書等・所得に関する証明書等・その他の証明書等）を参照のこと。

(3) 他の奨学金制度との併願・併給を認めます。

（ただし，独立行政法人日本学生支援機構の奨学金との併給はできません。）

6 家計（所得）の基準

本会が設定する所得基準額以下であること。

所得基準額 $\geq$ 収入金額から所得額を算出し，その金額から控除額を引いた金額

【収入等の目安】

（平成24年1月現在）

	給与所得者の場合 (収入金額・税込み)		給与所得者以外の場合 (収入金額－必要経費)	
	4人世帯 所得基準額320万円	5人世帯 所得基準額344万円	4人世帯 所得基準額320万円	5人世帯 所得基準額344万円
大 学	950万円	991万円	464万円	505万円

※この収入金額以上でも，家庭の事情（控除額）によっては所得基準額以下になる場合があります。

7 学力の基準

校長が締結大学を卒業できる見込みがあると認める者。

8 採用者の決定及び通知

(1) 理事長が決定し，選考の結果は推薦した学校長を通じて出願者に通知します。

(2) 選考の決定は，韓国留学生は5月上旬，中国留学生は11月上旬の予定です。

9 奨学金の返還（無利子）

貸与を受けた奨学金は，卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に  
応じて20年以内に，職種のいかんを問わず全額を年賦，半年賦，月賦，月賦・半年賦併用  
のいずれかの割賦の方法で返還しなければなりません。

この場合において，返還金の全額又は一部を繰上げ償還することができます。